

神奈川県広域化・集約化計画における意見取りまとめ

No.	ご意見	県の考え
	改定骨子イメージについて	・基本理念及び基本方針については、現在のところ大きく変更する予定はありません。 ・ブロック別計画では、現在各ブロックで策定されている実施計画に沿って策定し、策定後は処理技術や社会情勢の変化を反映し、5年毎に見直すことを予定しています。
1	・また、各ブロックは神奈川県が目指す基本理念・基本方針に沿った見直しをどこまで行う必要があるのか。	・令和2年度は、ブロックごとの廃棄物処理体制の検討を予定しておりますので、その中で緊急時の受入れ方針についても検討頂きたいと考えています。
2	・大和高座ブロックは、1ブロック2システムである。一方のシステムに支障が生じたときの廃棄物の処理についての受入れ方針について、検討を行っておきたい。	・処理体制については、ブロックを越えた取組の検討も行いたいと考えています。
3	・改定骨子イメージについて	・現ブロックで適正・効率性等の処理可能性の評価を行って頂き、専門部会の場で、広域化・集約化の必要性について検討を行う予定となっております。
4	改定骨子イメージについて	・「(2)次年度実施予定 イ ブロックごとの廃棄物処理体制の検討」 ・ブロックごとに検討を行う。となつていますが、次の段階として、現ブロックでの適正・効率性等の処理可能性の評価、広域化・集約化の必要性について検討を行わないのではありませんか。
5	計画策定の状況について	・次年度実施予定とされる「ブロックごとの廃棄物処理体制の検討」は、令和2年度中に結論付けなければならないものなのか。
6	計画策定の状況について	・ブロック相互が連携した取組の検討について、すでに広域ブロック計画を作成しているブロック同士で広域処理を検討するということか。大和高座ブロックでは、高座清掃施設組合が使用できなかつた際、茅ヶ崎市の炉を使わせていただいたが、このような他のブロックとの連携を検討していくのか。
7	計画策定の状況について	・現ブロックの区割り、ダイオキシン類削減対策を主目的とし、可燃ごみ焼却能力日量300t/日以上を基本として設定され、目的が達成されたと思われ。今後、このブロックを維持していくことは基本的に問題ないと考えますが、今後20年後を目標とするとブロックの再編もあり得るのではと考えます。
	計画策定の状況について	・ブロック別計画では、現在各ブロックで策定されている実施計画に沿って策定し、策定後は処理技術や社会情勢の変化に応じた各ブロックの検討結果を改定時（5年毎）に反映する予定となっております。 ・ブロックを越えた取組の検討も行いたいと考えています。
	計画策定の状況について	・昨年度、ブロック又は市町村単位で、中長期的な視点も踏まえた広域ブロック区割り設定の必要性について個別ヒアリングを行った結果、現行ブロックを続けていくことを確認しました。 ・長期的な視点で見ると、県内ほとんどの自治体で、人口減少や処理技術の進歩等により、ごみ排出量の減少は課題となつてくるため、当計画期間は20年間としていますが、広域化ブロックも含めて5年ごとに見直しを行う予定となっております。

No.	策定の内容について	ご意見	県の考え
12	<p>策定の内容について</p> <p>・広域的な取組みは、災害廃棄物処理計画の受援計画と絡めて検討するのが効果的と考える。</p> <p>・ごみ処理広域化とし尿処理広域化のブロックが異なる場合の支援等の対応について検討を行うべきと考える。</p>	<p>・広域的な取組みは、災害廃棄物処理計画の受援計画と絡めて検討するのが効果的と考える。</p> <p>・ごみ処理広域化とし尿処理広域化のブロックが異なる場合の支援等の対応について検討を行うべきと考える。</p>	<p>・神奈川県災害廃棄物処理計画では、原則として広域ブロックを中心に見直しを行います。</p> <p>・ごみ処理広域化とし尿処理広域化のブロックが異なる場合の支援等の対応については、必要に応じて検討したいと考えています。</p>
13	<p>策定の内容について</p>	<p>本市が毎年県に要望している「焼却灰の安定的、効率的な資源化方策」について、県主導での環境整備を計画に含めてほしい。</p>	<p>・一般廃棄物処理施設から排出される焼却灰の安定的かつ効率的な資源化方策については、課題の一つとして認識してまいりますので、引き続き他の市町村の意向を確認しながら、必要に応じて市町村と共同して検討してまいります。</p>
14	<p>策定の内容について</p>	<p>広域ブロック計画を策定していれば循環型社会形成推進交付金の補助金を申請できるが、主な対象が施設整備になっている。廃棄物処理についても検討を行うということであれば、例えば食品リサイクルを行う事業者への処理費などに補助金が交付できるようにできないか。</p>	<p>・循環型社会形成推進交付金は市町村（一部事務組合含む）の施設整備が交付対象とされているため、食品リサイクルを行う事業者への処理費などに補助金が交付されることは困難と思われる。</p>
15	<p>策定の内容について</p>	<p>「6 ブロック別計画」とは各ブロックの計画を記載するのでしょうか。</p> <p>広域化・集約化計画となつていきますので、「6 広域化・集約化計画」として今後の計画の検討が必要ではないでしょうか。</p>	<p>・昨年度、ブロック又は市町村単位で、中長期的な視点も踏まえ、広域ブロック区割り設定の必要性について個別ヒアリングを行った結果、現行ブロックを続けていくこととなりました。</p> <p>・本計画では、各ブロックごととの現時点での計画を記載頂きますが、今後5年ごとに計画を見直す際にブロックの設定見直しの検討を行う予定としてまいります。</p>